

# 社会福祉士養成教育に必要な学部教育の方向性

田中幸作

東海学院大学健康福祉学部総合福祉学科

## 要 約

社会福祉士の活動領域は、高齢者や障害者などの福祉施設、行政機関、社会福祉協議会、病院、地域包括支援センター、NPO法人など広範囲にわたっており、社会福祉の各領域に総合的に対応できる資格である。一方で、戦後およそ70年にわたって築かれてきた社会福祉制度の枠組みでは対応が困難なほど生活問題が多様化・複雑化している今日においては、実践力の高い社会福祉士を養成することが社会的に要請されている。本研究は、近年の社会福祉に関する制度改革の動向を調査し、社会福祉士養成教育に必要な学部教育の今後の方向性について考察することを目的とした。

この結果、学部教育において実践力の高い社会福祉士を養成するためには、社会福祉領域に関する基本的知識（ジェネリック）と様々な領域のスペシフィックな知識及び教養科目の3分野が相互に関連性をもって教育を行うことが必要であることが示唆された。

**キーワード：**社会福祉士の活動領域の拡大、社会福祉士養成教育、ジェネリック及びスペシフィック

(2016. 9. 23 受稿 査読審査を経て 2016. 10. 21 受理)

## 1. 研究の背景

現代社会においては、少子高齢化、家族機能の縮小化、従来からの日本型雇用の崩壊、地域の相互扶助の弱体化、格差社会から生じる貧困、価値観の多様化、社会からの孤立などを背景として、生活問題は多様化、複雑化、深刻化、潜在化している。社会福祉士は、このような生活問題をもっている利用者（個人や家族、小集団、地域住民など）に対して直接的、間接的に支援することを使命とするソーシャルワーカーである<sup>1)</sup>。

このように将来の展望が見えにくい現代社会において、人々が望ましい生活を送るために、ソーシャルワーカーが機能する必要がある。社会福祉士はソーシャルワーカーの国家資格として、社会福祉領域に関する基本的知識を理解するとともに、幅広い教養を身につけ、高い公共性、倫理性を涵養し、社会に貢献していく使命があり、時代が要請する資格であるといえよう<sup>2)</sup>。しかし、国民のソーシャルワーカーに対する認知度は決して高いとはいえない<sup>3)</sup>。現代社会の激しい変化に対応できる優秀な人材を育成するためには、社会福祉士養成教育に必要とされる学部教育の方向性を継続的に検証する必要がある。

## 2. 研究の目的

学部レベルにおいて専門的力量を持った社会福祉士とは、国家試験の科目的範囲の理解を超えて、社会的な情勢の変化に対応した適切な専門的支援を行うことのできる者と考える。このような専門的力量は、社会福祉士としての専門的知識、技術の習得に加えて、多様な分野に共通する知識の習得が必要である。それは、複雑化した現代社会において社会福祉士が専門職として機能するためには、人間、社会、経済など幅広い知識を身に付けることが求められるところである。しかし、これまで、必ずしも、このような実践力の高い社会福祉士養成教育が行われてきていなかつたという反省もある。

そこで、本研究では、社会福祉士養成教育に必要な学部教育の今後の方向性について考察することを目的とした。

## 3. 先行研究

2007（平成19）年に成立した「社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律」は、実践力のある社会福祉士を養成することが目的であった。そこで、教育方

## 社会福祉士養成教育に必要な学部教育の方向性

表 1 新たな教育カリキュラムの全体像

	一般養成施設	大学等
	時間	指定科目
<b>人・社会・生活と福祉の理解に関する知識と方法 (180 時間)</b>		
人体の構造と機能及び疾病	30	○※1
心理学理論と心理的支援	30	○※1
社会理論と社会システム	30	○※1
現代社会と福祉	60	○
社会調査の基礎	30	○
<b>総合的活包括的な相談援助の理念と方法に関する知識と技術 (180 時間)</b>		
相談援助の基盤と専門職	60	○
相談援助の理論と方法	120	○
<b>地域福祉の基盤整備と開発に関する知識と技術 (120 時間)</b>		
地域福祉の理論と方法	60	○
福祉行政財政と福祉計画	30	○
福祉サービスの組織と経営	30	○
<b>サービスに関する知識 (300 時間)</b>		
社会保障	60	○
高齢者に対する支援と介護保険制度	60	○
障害者に対する支援と障害者自立支援制度	30	○
児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度	30	○
低所得者に対する支援と生活保護制度	30	○
保健医療サービス	30	○
就労支援サービス	15	○※2
権利擁護と成年後見制度	30	○※2
更生保護制度	15	○※2
<b>実習・演習 (420 時間)</b>		
相談援助演習	150	○
相談援助実習指導	90	○
相談援助実習	180	○
合計	1,200 時間	22 科目

※1 及び※2 ; 大学等においてはそれぞれ 3 科目のうちから 1 科目選択して履修すること。

厚生労働省資料「社会福祉士及び介護福祉士養成課程における教育内容等の見直しについて」(2008) より  
筆者作成

リキュラムも見直され(表 1)、実習・演習の科目群のうち、相談援助演習の時間数を120時間から150時間に増やした、実習・演習科目のクラス定員を20人以下にした、実習・実習科目の担当教員に要件を課したことなど、実習・演習に関しての教育内容や時間数の充実が明文化さ

れ、法改正の趣旨を反映した形となった。筆者は、これまで社会福祉士養成課程において効果的に演習教育を開発するための実践事例や、主に演習に焦点を当てて実践力を有する社会福祉士を養成するための教育方法について研究を行ってきた。また、高橋は、社会福祉教育につ

いて、実習体験を通して疑問・課題を発見し、社会問題としての認識、社会批判ができる能力を培うことの必要性について指摘しているように、法改正以後、実習または演習の教育方法などに関する文献は多く見られる。

しかし、近年、生活問題や社会問題は多様化し、量的にも増大し、深刻化するなかで、国の社会保障政策や福祉制度も大きく変革をしている<sup>4)</sup>。つまり、学部教育においては、絶え間なく変化し続けるこのような社会の情勢に対応できる質の高い教育を行う必要がある。

われわれは、社会福祉に関する制度改革の動向を常に意識し、様々な分野に対して支援ができる実践力の高い社会福祉士を養成する必要がある。よって、望ましい社会福祉士養成教育の方向性を示していくために、本研究の意義があると考える。

#### 4. 研究 1

##### (1) 方法

2007（平成19）年成立の法改正をはさんだ数年間において、社会福祉士の活動する職域は拡がりを見せている。この改正は、大学等を卒業した社会福祉士が職場で活躍できる人材を養成することを目指しているものである。そこで、研究1では、社会福祉の制度改革の動向に伴い、近年、社会福祉士の任用される活動領域が拡大されている状況を明確にすることで、望ましい社会福祉士養成教育の方向性を検証した。

##### (2) 社会福祉士の活動領域拡大の現状

社会福祉士は、1987（昭和62）年に制定された「社会福祉士及び介護福祉士法」で位置づけられた、社会福祉業務に携わる者の国家資格である。社会福祉士になるためには、厚生労働大臣が指定した指定試験機関である（財）社会福祉振興・試験センターが実施する「社会福祉士国家試験」に合格しなくてはならない。1989（平成元）年に行われた第1回国家試験では、合格者はわずか180人であったが、その後、養成課程を設置する大学や一般養成施設の増加により受験者数・合格者数も増え続け、2016

（平成28）年1月に行われた第28回国家試験では約4万

4,700人が受験し、1万1,700人余りが合格しており、合格率は26.2%であった。なお、近年の国家試験の合格率の推移は、ほぼ同じ水準で推移しており、大きな変動はない（表2）。国家試験合格率を平成28年の看護職三資格と比較すると、保健師89.8%、助産師99.8%、看護師89.4%であり、社会福祉士国家試験の合格率の低さ、不合格者数の多さは著しい。

一方、社会福祉士資格取得者の活動領域は、高齢者や障害者などの福祉施設、行政機関、社会福祉協議会、病院、地域包括支援センター、NPO法人などと広く、社会福祉の各領域に総合的に対応できる資格である。そこで、地域包括支援センター、行政機関、病院へ社会福祉士が配置されている状況を調査した。

##### ①地域包括支援センター

地域包括支援センターは、2005（平成17）年の介護保険法の改正によって設置されている。厚生労働省の「地域包括支援センターの設置運営について」の一部改正について（通知）によれば、センターは事業の適切な実施のため、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の三職種を置くものと規定している。ただし、センターの設置に係る具体的な担当圏域設定に当たっては、市町村の人口規模、業務量、運営財源や専門職の人材確保の状況、地域における日常生活圏域との整合性に配慮し、最も効果的効率的に業務が行えるよう、市町村判断により担当圏域を設定して設置することができることとされている。また、この通知による職員配置基準のなかに、介護保険第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに配置すべき人員で三職種の配置が困難である等の場合には、それらに準ずるものとして一定の条件を満たす者であれば配置が可能となっているものの、保健師、主任介護支援専門員と並ぶ三職種の一つとして社会福祉士が明記されている。ただし、介護保険第1号被保険者数が3,000人未満の市町村などにおいては三職種全員がそろわなくても良いこととされていることなど、必置制とはいえない部分もある。

##### ②行政関係

児童相談所の所長及び児童福祉司の任用資格の一つと

表2 直近の5年間の合格者数及び合格率（全国平均）

区分	第24回	第25回	第26回	第27回	第28回
受験者数(人)	42,882	42,841	45,578	45,187	44,764
合格者数(人)	11,282	8,058	12,540	12,181	11,735
合格率(%)	26.3	18.8	27.5	27.0	26.2

厚生労働省資料「第28回社会福祉士国家試験合格発表」（2016）より筆者作成

## 社会福祉士養成教育に必要な学部教育の方向性

して医師などと並んで社会福祉士が明記されており、児童福祉法第12条の3及び第13条に列挙される5通りの要件のなかで国家資格を有するものとして明記されているのは医師と社会福祉士のみである。近年、児童相談所における児童虐待相談対応件数は年々増加しており、2015(平成27)年に全国208か所の児童相談所が児童虐待の相談・通告を受けて対応した件数は、過去最悪だった2014(平成26)年度を1万4,329件上回る10万3,260件(速報値)となっている。

児童相談所運営指針によれば、児童相談所は、市町村と適切な役割分担・連携を図りつつ、子どもに関する家庭その他からの相談に応じ、子どもが有する問題又は子どもの真のニーズ、子どもの置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々の子どもや家庭に最も効果的な援助を行い、もって子どもの福祉を図るとともに、その権利を擁護すること(相談援助活動)を主たる目的としている。近年の過疎化や都市化、核家族化等の進行により家庭が社会から孤立するなか、この目的を達成するためには、都道府県等との連携のもと地域に密着した市町村を中心にして、きめ細かな支援体制を構築する必要があることを示している。そのような視点から、2007(平成19)年の社会福祉士及び介護福祉士法の改正においては、従来の児童相談所の所長及び児童福祉司のみならず、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、社会福祉主事の任用資格として社会福祉士を位置付けたことは、社会福祉士の専門的な知識及び技術を福祉行政の現場において十分に發揮させ、社会福祉士の活躍する職場の拡大が図られているものといえよう。

### ③学校等

学校においては、子どもが抱える問題が複雑・多様化し、不登校の増加や少年非行の低年齢化などの現象が起こっている。このような背景の一つには家庭環境が影響しており、虐待や育児放棄、困窮など深刻な問題を抱える保護者や子どもたちが存在する。こうした子どもたちが置かれている様々な環境に着目して働きかけることができる人材や、学校内あるいは学校の枠を超えて、関係機関等との連携をより一層強化し、課題を取り組むためにコーディネーター的な存在が教育現場において求められている。そして、その担い手として、ソーシャルワーカーの専門性を基盤に活動を行う「スクールソーシャルワーカー」が期待されている。

小・中・高等学校や教育委員会をはじめとする学校教育現場や教育行政において、社会福祉士がスクールソー

シャルワーカーとして配置していくことを目的に、日本社会福祉士養成校協会では「スクール(学校)ソーシャルワーク教育課程認定事業」を実施している。なお、2007(平成19)年度からは、文部科学省によってスクールソーシャルワーク事業が具体的に始まっているが、すべての自治体に普及されているわけではない。すべての子どもの学習環境保障という観点からも、スクールソーシャルワーカーの配置は必要だと考えられる。なお、政府が策定した第3次犯罪被害者等基本計画においては、文部科学省において、「犯罪被害者等を含む児童生徒の相談等に的確に対応できるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の適正な配置や犯罪等の被害に関する研修等を通じた資質の向上を通じて、平成31年度までにスクールソーシャルワーカーを全公立中学校区に配置することにより、学校における教育相談体制を充実させる。」と具体的な施策として掲げており、その実現が望まれる。

### ④保険医療機関

保険医療機関においてソーシャルワークを行う者を医療ソーシャルワーカーと呼ぶが、今日、社会福祉職としての認識が明確になり、社会福祉士資格を基礎にして活動をしている。今後さらに深刻化する少子高齢社会において活躍を期待される福祉人材として、長く保健医療の現場で働いてきたソーシャルワーカーの業務が認められた証であるといわれている。また、「医療ソーシャルワーカー業務指針(2002年改正版)」においても、医療ソーシャルワーカーが社会福祉学を基にした専門性を十分発揮し業務を適正に行うことができるよう、関係者の理解の促進に資することが明確に記述されている。

医療ソーシャルワーカーは、「病院等の保健医療の領域において、社会福祉の専門的知識及び技術に基づき患者のかかえる経済的、心理的・社会的问题の解決、調整を援助し、社会復帰の促進を図る」専門職とされている。少子・高齢化の進展、疾病構造の変化、国民生活水準の向上や意識の変化に伴い、国民の医療ニーズが高度化、多様化してきている。また、2008(平成20)年の診療報酬の改定により、社会福祉士が初めて診療報酬点数上に位置づけられており、保健医療の領域において社会福祉士が働きやすい環境が整備されつつあるといえよう。

## 5. 研究 2

### (1) 対象と方法

先述のとおり、社会福祉士国家試験の合格率は全国平均で 30%に満たない難関となっているが、社会福祉士資格を取得したいと希望する学生に対しては、当然、そのニーズに応えていかなければならない。一方で、国家試験中心の教育ではなく、これまでの学習を通して、研究 1 で示したような社会から必要とされている資格であることを伝えていく必要がある。

そこで、研究 2 では、東海学院大学総合福祉学科 4 年に在籍し社会福祉士受験資格の取得を目指す学生に対してアンケート調査を行い検証した。

なお、本研究におけるアンケート調査は、東海学院大学倫理基準に基づいて実施した。

### (2) 調査期間

2016（平成 28）年 7 月 21 日、授業終了後。

### (3) 調査手順

対象者（17 名）に対して、調査の趣旨、協力は自由意志に基づくこと、個人を特定しないために無記名すること、データ処理においては個人を特定しないことを質問紙に明記するとともに口頭で説明した。アンケートの提出をもって同意したものとみなした。対象者のうち 13 名から回答があり、回収率は 76.5% であった。

### (4) 結果

回収した 13 名のアンケート結果を集計すると、社会福祉士資格取得を希望する理由については、「福祉の仕事をするうえで必要だと思うから」、「知識や技術を身に付けたいと思うから」を選択する回答が多くあった（表 3）。また、3 年次までにおいて授業の復習をどの程度行ってきたかという質問に対しては、「少しはやった」が 9 名（69.2%）、「あまりやっていない」が 4 名（30.8%）であった。なお、「よくやった」と「全くやっていない」を選択した学生はいなかった（表 4）。

表 3 社会福祉士を目指す理由（複数選択可）

福祉の仕事をするうえで必要だと思うから	9 名 (69.2%)
知識や技術を身につけたいと思うから	8 名 (61.5%)
資格を取得し自信を付けたいから	5 名 (38.5%)
大学で社会福祉を学んだ集大成として取得したいから	3 名 (23.1%)
社会的信頼を得ることができると思うから	2 名 (15.4%)
その他(困っている人の支援をしたいから)	1 名 (7.7%)

表 4 3 年次までの授業の復習の程度(いずれか 1 つ選択)

よくやった	0 名 (0.0%)
少しあやった	9 名 (69.2%)
あまりやっていない	4 名 (30.8%)
全くやっていない	0 名 (0.0%)

## 6. 考察

研究 1 において示したとおり、社会福祉士に対する社会的ニーズの増大とともに多様な職域への拡大が進められていることが理解できる。このような社会福祉士の活動領域の拡がりは、一方で、多くの分野についての知識も習得しなければいけないということでもある。例えば、公共職業安定所や労働基準監督署といった労働関係、刑務所や保護観察所といった司法などがあげられる。表 1 に示した新カリキュラムにおいては、先述したとおり、実習・演習の教育内容の充実・強化や相談援助技術に関する科目の時間数を 120 時間から 180 時間に拡充したことなどに加えて、「就労支援サービス」「権利擁護と成年後見制度」「更生保護制度」といった社会福祉士の職域としても今後期待される領域に関する科目を追加したことの意味は大きい。社会福祉士は一般的な、包括的なジェネリックな視点を基礎としつつ、これらスペシフィックな領域についての知識を習得することによって他の専門職等との連携を通して、社会からより信用を得ることが可能となると考える。

厚生労働省はカリキュラムの見直しについて、「実践力の高い社会福祉士を養成するといった観点に立って、社会福祉士として最低限必要とされる知識及び技術が修得できるようにするものである」と述べているが、社会福祉士国家試験は難関であり、資格を活かして働くことが可能となるような環境にあるとは言い難い。高い知識を習得した者が社会福祉士資格を取得できることで資格の質を担保することは可能であろうが、資格が国民から真に理解され、社会的に認められるためには、例えば、個人や地域に対してより適切な支援計画を立案する能力を習得することが必要である。なぜならば、このようなことが実践力の高い社会福祉士だと考えるからである。厚生労働省のプロジェクトチームが 2015（平成 27）年に発表した「誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現—新たな時代に対応した福祉の提供ビジョンー」では、制度が成熟化する一方で、少子高齢化、単身世帯の増加、地縁・血縁の希薄化などが進み、ニーズが多様化、複雑化する現代社会においては、現代社会における

## 社会福祉士養成教育に必要な学部教育の方向性

福祉課題を解決するためには、すべての人が世代や背景を問わず、安心して暮らし続けられるまちづくり（全世代・全対象型地域包括支援）が不可欠であるとして、新しい地域包括支援体制の確立の必要性を示している。筆者は、その役割を社会福祉士が担っていると考えるが、このビジョンにおいて社会福祉士という名称は1箇所しか記述がない。

社会のニーズに敏感に応え、誰もが安心して暮らしていくまちづくりを行うために、個人を対象とする対人福祉サービスのみではなく、社会環境の改善にも目を向けた包括的かつ総合的な援助技術が修得できるように、4年間の社会福祉士養成教育においては科目間の関連性を学生が意識できるようにして行うことが必要である。それは、例えば、利用者を心理社会的、経済的、文化的、生物学的な側面から理解するためである。なぜなら、われわれの日常生活は、1対1、家族、集団、組織、地域社会などあらゆる人間環境や政治、経済など社会環境の影響を受けている。そのため、人と環境との統合的な考え方を持ち、さまざまなレベル（1対1、家族、集団、組織、地域社会など）での変革に影響を与える介入をすることが必要であると考えるからである。

研究2において、大学に入学してからこれまでの授業で学んだことの復習を「よくやった」とする学生がいなかったことは、研究1で考察したような科目の順序性、関連性をもった教育ができなかった、あるいは、学生の興味・関心を引き出す教育が充分にはできていなかったということであり、筆者自身、改めて教育方法を見直す必要性を感じる結果であった。1年次から開講される教養科目を含めた多様な科目について、予習と復習を繰り返すなかで深く学習することで、社会福祉士としても必要とされる専門的知識と技術に加えて観察能力、分析能力、思考能力、問題発見・解決能力、支援計画や報告書等の作成能力、報告・発表能力といった力量を身に付けていくようにしていかなければならない。そのためには、個々の学生が大学での学習を通して何を求める、卒業後にどのようにしたいのかといったビジョンを明らかにしておくことも必要なのではないかと考える。

日本学術会議社会学委員会社会福祉学分科会は社会福祉士養成教育について、1987（昭和62）年に成立した「社会福祉士及び介護福祉士法」による社会福祉士国家資格制度の定着化とともに、ややもすると国家試験科目に限定されるカリキュラムとなり、固定化した養成教育になっていると指摘している。表1に示した新カリキュラム

の特徴は、教育カリキュラムを設定するときに4年制大学卒業生を対象とする1年制の一般養成施設を基準として考えられている。新カリキュラムは、大きく5つの科目群から構成されるが、「実習・演習」を除く4つの科目群は社会福祉士国家試験科目と一致する。学部教育においては、表1に示した社会福祉士養成カリキュラムにおける教育内容に偏重した教育だけではなく、社会福祉士が対象とする利用者を正しく理解しておくことが必要である。利用者は、特定の個人・家族・小グループなどのミクロレベルから、自治体、地域住民、学校・職場等のメゾレベル、そして、不特定多数の広範な領域で、より抽象度が高い地域社会や国家などのマクロレベルというように多様なレベルを対象とするからである。人は、どのような状況にあっても人として尊ばれ、人権を保障され、一人ひとりの生活、生命に着目し、人格を有するかけがえのない存在として理解することが社会福祉士の実践の根底にあるものであり、社会福祉の対象である人が生活をする家族、地域、環境等を社会科学、人文科学などの教養科目を広い視座から学ぶことが必要である。

今日の大学教育の改革は、国際的には、学生が修得すべき学習成果を明確化することにより、「何を教えるか」よりも「何ができるようになるか」に力点が置かれ、学生の習得すべき学習成果を重視した取り組みが進められていると指摘している。学部教育は、単に記憶や知識の理解にとどまらず、社会に対して社会福祉学を学んだ知識がどのように貢献できるのかを考えることのできる人材を養成することは必要である。そのためには、教員が一方的に知識を教え込むのではなく、学生が自主的に学習し、さらに知識を得たいと思うような意欲を持つて教育を展開すべきである。それには、学生が興味を持てるような教育、学生自身がさらに深く知りたいと思い、自ら積極的に学習したいと思うような教育を行わなければならない。

これまで、学部教育における社会福祉士養成教育の今後の方向性について述べてきたが、社会福祉士国家試験は、19科目という広範囲にわたって出題される。このように多くの科目の学習が求めているのは知識を増やすことだけが目的ではなく、学習過程で直面する様々な利用者の生活問題に接することで、国民の福祉ニーズに対して適切に対応できる知識や技術を習得するものである。国家試験を受験する学生に対しては、社会福祉士資格を取得することが最終目標ではなく、社会福祉士を取得する意義や国家資格取得後、社会福祉士に期待される役割

や使命について理解できるようにして資格取得に向けた支援を行うべきである。なぜならば、そのような意識を持つて国家試験合格に向けた教育を行うことによって学習意欲やモチベーションはさらに高まり、それにより専門職としての倫理観も身に付けた社会福祉士となることができると考えるからである。国家試験対策講座の開講時期や方法は大学によっても異なるが、多くの場合、3年後期あるいは4年前期から開講される。国家試験対策講座が開講されるまでの1・2年次においては、国家資格取得に必要な幅広い知識を講義等を通して実践的・意識的に学習できるようにし、3年次においては、学生個々が国家資格取得の意義を具体的にできるようにしていくことが必要である。合格することがゴールではなく、資格を取得してどう活用していくかが大切なのである。演習や実習とも関連させて、これまで学習したことと有機的に理解し、国家資格を取得する理由や意義を改めて明確にすることが必要である。そして、4年次において、国家試験対策講座などなどを通して学習をサポートしていくことができれば、国民の福祉ニーズに応じて適切に支援していくことができる知識、技術、倫理観を身に付けた社会福祉士となれるのではないだろうか。

## 7.まとめと今後の課題

本研究において、近年の社会福祉に関する制度改革の動向に伴って活動領域も拡大している状況を調査し、社会福祉士が社会から求められている資格であることを認識することができた。また、社会福祉士受験資格の取得を目指す学生に対して行ったアンケート調査は、調査対象数は少ないものの、これから教育方法を検討するうえで貴重な資料となった。学部教育においては社会福祉士養成科目のみの理解にとどまらず、教養科目と社会福祉のジェネリック及びスペシフィックな領域の知識を開運性をもって学生が理解できるような教育を行うことが必要である。しかしながら、このような教育を実践するためには、教員と学生、さらには実習施設・機関等との協働がなければ達成することは困難である。よって、今後は、在校生に対しても継続的にアンケート調査を行い、調査結果の積み上げを行う必要がある。さらには、教員、卒業生、実習施設・機関等へのインタビュー、社会福祉士国家試験内容の分析などをを行うことを課題とする。

## 注

- 1) 2014年にオーストラリア・メルボルンで開催された「ソーシャルワーク、教育及び社会開発に関する合同会議2014」の国際ソーシャルワーク連盟(IFSW)総会及び国際ソーシャルワーク教育学校連盟(IASSW)総会において、ソーシャルワークのグローバル定義が採択された。それによると、「ソーシャルワークは、社会変革と社会開発、社会的結束、および人々のエンパワメントと解放を促進する、実践に基づいた専門職であり学問である。社会正義、人権、集団的責任、および多様性尊重の諸原理は、ソーシャルワークの中核をなす。ソーシャルワークの理論、社会科学、人文学、および地域・民族固有の知を基盤として、ソーシャルワークは、生活課題に取り組みウェルビーイングを高めるよう、人々やさまざまな構造に働きかける」と定義している。
- 2) 2007(平成19)年に成立した「社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律」の附帯決議において、専門社会福祉士の仕組みを検討することが盛り込まれ、現在、一定の要件に該当する社会福祉士に対して、社会福祉士のキャリアアップを支援することを目的とした認定社会福祉士、上級認定社会福祉士の研修等が行われている。
- 3) 社会福祉関係の全国17団体が加盟するソーシャルケアサービス従事者研究協議会は、ソーシャルワーカーの社会的認知を高めるために2009(平成21)年から「海の日」をわが国の「ソーシャルワーカーデー」として創設し、ソーシャルワーカーの活動を推進・普及する活動を行っている。
- 4) 例えば、刑務所出所者等の再犯防止対策として、政府は、高齢受刑者等に対する社会復帰支援体制の強化を図るために、平成29年度予算の概算要求において社会福祉士の増員を盛り込んでいる。出所後を見据えた生活相談を充実させ再犯防止に取り組む方針を示したものである。  
<http://www.moi.go.jp/kaikei/bunsho/kaikei0200058.html>, 2016.8.30).

## 引用文献

- 田中幸作, (2014) 「社会福祉実践におけるジェネラリスト・ソーシャルワーカーの役割と養成教育に関する一考察」 東海学院大学紀要第8号(通号34号), PP. 51-55.
- 田中幸作, (2015) 「社会福祉士養成課程における演習教育の位置づけと養成教育の課題」 東海学院大学研究年報第1号, PP. 1-7.

## 社会福祉士養成教育に必要な学部教育の方向性

- 高橋流里子, (2013)「社会福祉教育における実習教育の変遷と課題」日本社会事業大学研究紀要第 59 卷, PP. 99-116.
- 厚生労働省課長通知, (2016) 「地域包括支援センターの設置運営について」の一部改正について (老総発0119第1号、老高発0119第1号、老振発0119第2号、老老発0119第1号) .
- 厚生労働省, (2016)「平成 27 年度 児童相談所での児童虐待相談対応件数 (速報値)」  
([http://www.mhlw.go.jp/houdou\\_kouhou/](http://www.mhlw.go.jp/houdou_kouhou/), 2016. 8. 21) .
- 小錢寿子、久永聖人, (2014)「2008 年の診療報酬改定が医療ソーシャルワーカーの業務に与えた変化に関する一考察—質問紙・インタビュー調査を用いて—」, 名寄市立大学紀要第 8 卷, PP. 65-72.
- 厚生労働省保健局長通知健康発第1129001号, 医療ソーシャルワーカー業務指針.
- 厚生労働省社会・援護局福祉基盤課, 「社会福祉士養成課程及び介護福祉士養成課程における教育内容等の見直しに関する Q & A」.
- 日本学術会議社会学委員会社会福祉学分科会, (2008)「提言 近未来の社会福祉教育のあり方について—ソーシャルワーク専門職資格の再編成に向けて—」.
- 川廷宗之編, (2008)「社会福祉士養成教育方法論」, 弘文堂.
- 木林友里夏、スン・レイ・ブー、錦織毅夫 (2006)「ソーシャルワーカーに必要な学部カリキュラム開発のための概念的モデルの提案」, 吉備国際大学社会福祉学部研究紀要第 11 号, PP. 27-36.
- 中央教育審議会, (2008)「学士課程教育の構築に向けて(答申)」.

# Trends of Required Undergraduate Education Curriculum of Certified Social Worker

TANAKA,Kousaku

## Abstract

Certified social workers are active in a wide range of fields; their activities span settings such as welfare facilities for the elderly and disabled, administrative organs, social welfare council, hospitals, regional comprehensive support centers, and non-profit organizations. Social worker certification is a comprehensive qualification that can be applied to any social welfare field. However, the complexity and variety of problems faced in life have increased to the point that they are difficult to handle within the current framework of the social welfare system, which was constructed approximately 70 years ago after the Second World War. As a result, today, there is a social demand for the training of talented certified social workers with good practical skills. This study surveys the trends in the systemic reforms related to social welfare in recent years and discusses the future course of the required undergraduate education in terms of the certified social worker training curriculum.

The results suggested that to train certified social workers with highly practical skills in undergraduate education, it is essential to educate students by providing them with an understanding of the interactions and mutual relationships among the following three areas: specific knowledge from a wide variety of fields; basic (generic) knowledge related to social welfare fields, and liberal arts subjects.

Keywords: the increased range of activities of certified social workers, certified social worker training curriculum, generic and specific